

西東京市廃棄物等推進員について

1. 推進員関係法令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進員)

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

○西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量等に熱意があり、かつ、社会的信望がある市民のうちから廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及び減量のため、市長が行う施策への協力その他の活動を行う。

3 前各項に定めるもののほか廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

○西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

(廃棄物減量等推進員の活動)

第4条 条例第8条の規定により設置する廃棄物減量等推進員は、次に掲げる事項について西東京市（以下「市」という。）の施策に協力するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量に係る地域住民への啓発に関する事項
- (2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
- (3) 資源物（資源として再利用すべき家庭廃棄物をいう。）の資源化及び再利用の促進に関する事項
- (4) その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関する事項

2 廃棄物減量等推進員は、毎月前項に掲げる事項に係る活動状況を取りまとめ、廃棄物減量等推進員活動状況報告書（様式第1号）により、市長に報告しなければならない。

(廃棄物減量等推進員の選出方法)

第 5 条 廃棄物減量等推進員は、次の各号に掲げる基準に従い、市民からの一般公募により選出するものとする。

(1) 市内各町丁ごとに 1 人

(2) 市長が指定する大規模集合住宅ごとに 1 人

2 廃棄物減量等推進員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(廃棄物減量等推進員会議)

第 6 条 市長は、一般廃棄物の適正処理及び減量に必要な廃棄物減量等推進員の相互の連絡調整、意見交換等を行うため、廃棄物減量等推進員会議を開催するものとする。

2. 西東京市の推進員の現状

任命数：46 名（令和 5 年 11 月現在）

任命上限数：115 名

推進員の活動：条例施行規則に則り、毎月、活動状況を報告書によりごみ減量推進課へ報告している。（報告の内容により、ごみ減量推進課の指導員が指導を行う場合もあり。

課題：①以前は廃棄物減量等推進員会議を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりしばらく開催することができていない。

②推進員を随時、HP で募集をしているが、新規での申し込みが無く、辞退する方が増えてきている。